



茨城県報

号外第 39 号

令和 3 年 (2021年) 3 月 31 日

水 曜 日

目 次

規 則

ページ

(人 事 委 員 会)

- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (2 件) 1
- 職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 11
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 14
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 14
- 茨城県人事委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則 14

告 示

- 道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 17

(人 事 委 員 会)

- 職員の任用に関する細則の一部改正 18
- 茨城県人事委員会公印規程の一部改正 21

訓 令

(人 事 委 員 会)

- 茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 21
- 茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 22

規 則

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会規則第 4 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 行政職給料表級別職務分類表中

教育委員会	本庁	共通	総務企画 部長 学校教育 部長 参事	学校教育 部長 参事	課長 副参事 技佐 チームリ ーダー	副参事 技佐 課長補佐 (総括) 課長補佐 主査	課長補佐 主査 グループ リーダー 困難な業 務を所掌	係長 副主査 管理主事 指導主事 社会教育 主事	係長 副主査 主任 管理主事 指導主事 社会教育	主事 技師 社会教育 主事補 学芸員 学芸員補	主事 技師 社会教育 主事補 学芸員 学芸員補
-------	----	----	--------------------------------	------------------	--------------------------------	---	--	---	---	--	--

疾病対策課	がん・循環器病対策推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						を
	健康危機管理対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						

健康・地域ケア推進課	がん・生活習慣病対策推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						に、
感染症対策課	感染症企画調整室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						

営業戦略部		立地推進担当部長 空港対策監	空港対策監									を
東京渉外局		局長	局長									
立地推進課	本社機能移転推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
立地整備課	事業調整室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
宅地整備販売課	整備調整室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						

営業戦略部		国際ビジネス推進監 空港対策監	国際ビジネス推進監 空港対策監									に、
東京渉外局		局長	局長									
立地推進部		立地推進監	立地推進監									
立地推進課	本社機能移転推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
立地整備課	プロジェクト推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						

産業政策課	地域産業振興室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						を
労働政策課	雇用促進対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						

労働政策課	雇用促進対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						に、
-------	---------	--	--	----	------------	------	--	--	--	--	--	----

技術革新課				企業支援監	企業支援監							を
-------	--	--	--	-------	-------	--	--	--	--	--	--	---

「
 (15) 地域支援監
 (15の 2) DX推進監 に、
 (15の 3) 公有財産管理監
 」

「
 (20) オリンピック・パラリンピック監 を
 」

「
 (20) オリンピック・パラリンピック監 に、
 (20の 2) 霞ヶ浦環境活動推進監
 」

「
 (24の 2) 空港対策監 を
 」

「
 (24の 2) 空港対策監
 (24の 3) 国際ビジネス推進監 に、
 (24の 4) 立地推進監
 」

「(27) 削除」を「(27) 農産物販売推進監」に、

「
 (29) 港湾振興監 を
 」

「
 (29) 港湾振興監
 (29の 2) 圏央道沿線整備推進監 に、
 (29の 3) 技術管理統括監
 (29の 4) 災害・防災対策監
 」

「(44) 水戸及び土浦土木事務所長」を「(44) 水戸, 常陸大宮及び土浦土木事務所長」に、「(60の 2) 困難な業務を処理する特定事業用地対策監」を「(60の 2) 困難な業務を処理する事業所安全対策推進監」に、「(77) 常陸大宮, 潮来及び筑西土木事務所長」を「(77) 潮来及び筑西土木事務所長」に、

「
 (91) 原子力防災調整監 ((60) に掲げる者を除く。) を
 」

「
 (91) 原子力防災調整監 ((60) に掲げる者を除く。) に、
 (91の 2) 事業所安全対策推進監 ((60の 2) に掲げる者を除く。) を
 」

「(94) PR戦略監」を「(94) 削除」に、

「
 (96) 首席協同組合検査監 を
 」

「
 (96) 首席協同組合検査監 に改め、
 (96の 2) 企業参入推進監
 」

「(97の 2) 特定事業用地対策監 ((60の 2) に掲げる者を除く。)」を削除し、「(133) 水戸及び土浦土木事務所の次長」を「(133) 水戸, 常陸大宮及び土浦土木事務所の次長」に改める。

別表第34 3 教育委員会の項中

「
 (1) 総務企画部長 を
 」

「
 (1) 総務企画部長 に改める。
 (1の 2) 教育改革推進監
 」

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



茨城県人事委員会規則第 6 号

職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する規則 (昭和 36 年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

付則別表 (第 43 条の 2 関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,000	円 2,000
4	6	3,300	2,000
6	8	4,600	2,300
8	10	6,000	3,000
10	12	7,300	3,700
12	14	8,600	4,300
14	16	9,900	5,000
16	18	11,300	5,700
18	20	12,600	6,300
20	22	13,900	7,000
22	24	15,200	7,600
24	26	16,500	8,300
26	28	17,900	9,000
28	30	19,200	9,600
30	32	20,500	10,300
32	34	21,800	10,900
34	36	23,200	11,600
36	38	24,500	12,300
38	40	25,800	12,900
40	42	27,100	13,600
42	44	28,500	14,300
44	46	29,800	14,900
46	48	31,100	15,600
48	50	32,400	16,200
50	52	33,800	16,900

28	30	18,300	9,200
30	32	19,600	9,800
32	34	20,900	10,500
34	36	22,100	11,100
36	38	23,400	11,700
38	40	24,600	12,300
40	42	25,900	13,000
42	44	27,200	13,600
44	46	28,400	14,200
46	48	29,700	14,900
48	50	31,000	15,500
50	52	32,200	16,100
52	54	33,500	16,800
54	56	34,800	17,400
56	58	36,000	18,000
58	60	37,300	18,700
60	62	38,500	19,300
62	64	39,800	19,900
64	66	41,100	20,600
66	68	42,300	21,200
68	70	43,600	21,800
70キロメートル以上		44,200	22,100

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

（職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「立地整備課」を「立地推進部立地整備課」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（獣医師手当）

第8条の2 条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、獣医学に関する専門的知識が必要であると認められる職にある獣医師とする。

2 条例第11条第2項の表中研究職給料表の項に規定する人事委員会規則で定める職は、首席研究員及び研究調整監とする。

3 条例第11条第2項の表中医療職給料表（二）の項に規定する人事委員会規則で定める職は、家畜保健衛生所の課長（県北家畜保健衛生所の防疫課長を除く。）とする。

第21条第1項中「シカゴ事務所」を「ニューヨーク事務所、サンフランシスコ事務所」に改め、「一般財団法人自治体国際化協会が運営する北京事務所若しくはニューヨーク事務所」を削る。

第24条中「条例第10条第3項」の次に「, 第11条第3項」を加える。

第25条第1項中「, 用地交渉業務手当」を削り、「医師手当」の次に「, 獣医師手当」を加える。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「, 立地推進担当部長」を削除し、「がん・循環器病対策推進室長」を「がん・生活習慣病対策推進室長」に、「健康危機管理対策室長」を「感染症企画調整室長」に、「事業調整室長, 地域産業振興室長, 雇用促進対策室長, 特区・宇宙プロジェクト推進室長, 整備調整室長」を「プロジェクト推進室長, 整備調整室長, 雇用促進対策室長, 地域産業振興室長, 特区・宇宙プロジェクト推進室長」に改める。

別表教育委員会の部教育庁本庁の項中「部長」の次に「, 教育改革推進監」を加え、「, チームリーダー」を削り、「ICT教育推進室長」の次に「, 高校教育改革推進室長」を加え、「, グループリーダー（総括）」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会規則第8号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年茨城県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会規則第9号

茨城県人事委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第35中「届出日印」を「届出日」に、「主務担当者印」を「主務担当者」に、「主務担当責任者印」を「主務

担当責任者」に、「所属長印」を「所属長」に改める。

別表第36中「㊟」を削り、「確認決定印」を「確認決定」に改める。

別表第37の 2 中

事実発生日	年 月 日	届出日	年 月 日	届出印		受理日	年 月 日
-------	-------	-----	-------	-----	--	-----	-------

を

事実発生日	年 月 日	届出日	年 月 日	受理日	年 月 日
-------	-------	-----	-------	-----	-------

に、

「主務担当者印」を「主務担当者」に、「主務担当責任者印」を「主務担当責任者」に、「所属長印」を「所属長」に改める。

別表第38中「㊟」を削り、「確認決定印」を「確認決定」に改める。

(職員の旅費に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の旅費に関する規則 (昭和37年茨城県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 様式第 1 号中「旅行者印」を「旅行者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

別表第 2 様式第 2 号及び第 3 号中「旅行者職氏名印」を「旅行者職氏名」に、「受領印」を「受領者」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する規則 (昭和38年茨城県人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「㊟」を削る。

様式第 3 号の 2 中「作成者の職名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に改め、「㊟」を削る。

様式第 4 号中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第 4 号の 2 中「㊟」及び「3 3・4 欄の下の「受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」を削り、「4 この届出には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類 (例えば住民票) を添えること。」を「3 この届出には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類 (例えば住民票) を添えること。」に改める。

様式第 5 号及び様式第 8 号中「㊟」を削る。

様式第 9 号中「氏名 ㊟」を「氏名 」に改める。

様式第 10 号中「㊟」を削る。

様式第 11 号中「6 ㊟欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」を削り、「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 」に、「7 ※印欄には、記載しないこと。」を「6 ※印欄には、記載しないこと。」に改める。

様式第 11 号の 2 及び様式第 11 号の 3 中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

様式第 11 号の 6 及び様式第 11 号の 7 中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 」に改める。

様式第 11 号の 8 中「(1) 申請者の記載事項」、「㊟欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」及び「(2) 事業主の記載事項」を削り、「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名 」に、「5 申請書の記載について」を「5 事業主の記載事項」に、

「ア ㊟欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における 1 週間の所定労働時間を記載すること。

イ ㊟欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額 (月額) を記載すること。

ウ ㊟欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日 (賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者にあつては各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者にあつては暦月の末日をいう。以下同じ。) まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごと

にそれぞれ記載すること。

月給、週給等一定の期間によつて定められている給与については、(A)欄に、日給または時間給によつて定められている給与については(B)欄に記載すること。給与支給方法が、その一部を日給または時間給によつて定め、その残余を月給、週給等一定の期間によつて定められているときは、(A)欄及び(B)欄にそれぞれ区分して記載すること。

エ ⑦欄において、③欄から⑥欄までの記載事項の証明を行うこと。」を

「(1) ④欄は、再就職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における 1 週間の所定労働時間を記載すること。

(2) ⑤欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

(3) ⑥欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者にあつては各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者にあつては暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

月給、週給等一定の期間によつて定められている給与については、(A)欄に、日給または時間給によつて定められている給与については(B)欄に記載すること。給与支給方法が、その一部を日給または時間給によつて定め、その残余を月給、週給等一定の期間によつて定められているときは、(A)欄及び(B)欄にそれぞれ区分して記載すること。

(4) ⑦欄において、③欄から⑥欄までの記載事項の証明を行うこと。」に改める。

様式第 12 号中「申請者氏名 ㊸」を「申請者氏名 」に改める。

様式第 13 号から様式第 14 号の 3 までの規定中「㊸」を削る。

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第 4 条 職員団体の登録に関する規則（昭和 41 年茨城県人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中「㊸」を削る。

(茨城県人事委員会議事規則の一部改正)

第 5 条 茨城県人事委員会議事規則（昭和 51 年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「印」を削る。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第 6 条 職員の定年等に関する規則（昭和 59 年茨城県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊸」を削る。

様式第 2 号から様式第 4 号までの規定中「㊸」を削る。

様式第 5 号中「㊸」を削る。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 7 条 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「㊸」を削る。

様式第 5 号中「㊸」を削り、「請求者印」を「請求者」に、「任命権者印」を「任命権者」に改める。

(一般職の任用付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第 8 条 一般職の任用付研究員の採用等に関する規則（平成 13 年茨城県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までの規定中「平成」及び「印」を削る。

(一般職の任用付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第 9 条 一般職の任用付職員の採用等に関する規則 (平成15年茨城県人事委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までの規定中「印」を削る。

(職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第10条 職員の配偶者同行休業に関する規則 (平成26年茨城県人事委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第361号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 31 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 幸手境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
		メートル		メートル	
猿島郡五霞町大字元栗橋字新割5971番28地先から 猿島郡五霞町大字元栗橋字真福寺2550番 1 地先まで	(A) 旧	最大 12.5		2,100	
		最小 5.9			
猿島郡五霞町大字元栗橋字土与部堤外4598番 2 地先から 猿島郡五霞町大字元栗橋字真福寺2545番 3 地先まで	(B) 旧	最大 41.0		2,075	
		最小 16.0			
猿島郡五霞町大字元栗橋字土与部堤外4598番 2 地先から 猿島郡五霞町大字元栗橋字真福寺2545番 3 地先まで	新 (B)	最大 41.0		2,075	旧道移管
		最小 16.0			

茨城県告示第362号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 3 月 31 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県知事 大井川 和彦

を行つたときは、年月日及び事由を備考欄に記載するものとする。

2 名簿の提示を行つたとき、又はその結果が判明したときは、それぞれ該当提示欄に記載するものとする。」を「(注) 規則第12条第4項ただし書きの規定により、記載事項に変更又は訂正を行つたときは、年月日及び事由を備考欄に記載するものとする。」に改める。

第2号様式中「」及び「B 5 (257×182)」を削り、

試験区分	職種	候補者数			備考
		人員	性別	卒・卒見込別	
		人	男	人 卒	を
			卒見込		
		女	卒		
			卒見込		

試験区分	職種	候補者数		備考
		人員		
		人		に改める。

第3号様式中「」及び「B 5 (257×182)」を削り、

試験区分	職種	職の数	職層	職名	所属課所	必要とする特別の知識、技能その他	備考

試験区分	職種	職の数	職層	所属課所	必要とする資格、知識、技能その他	備考

第 4 号様式中「㊦」及び「B 5 (257×182)」を削り、

試験区分				職種			提示数			
提示順位	受験番号	氏名	性別	生年月日	現住所	学歴	経歴	特殊技術	勤務希望地	その他

を

試験区分			職種			提示数
提示順位	受験番号	氏名	生年月日	現住所	学歴	備考

に改める。

第 5 号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

第 6 号様式中「㊦」、「B 5 (257×182)」を削り、

試験区分	職種	職層	職名	選択結果	提示順位	受験番号	氏名	採用月日	所属課所	備考

を

試験区分	職種	職層	選択結果	提示順位	受験番号	氏名	採用月日	所属課所	備考

に改める。

第 7 号様式中「㊦」及び「B 5 (257×182)」を削り、「職員の任用に関する規則第 条第 号の規定により」を「職員の任用に関する規則第 27 条第 5 号の規定により」に、

職種	職層	職名	職の数	所属課所
必要とされる知識, 技能その他の資格				
認定を必要とする 具体的理由				

を

職種	職層	職の数	所属課所
必要とされる知識, 技能その他の資格			
認定を必要とする 具体的理由			

に改める。

第 8 号様式中「**㊦**」、「B 5 (257×182)」及び「職名及び特定職名」を削る。

第 9 号様式中「**㊦**」、「B 5 (257×182)」、「(最初の役付職に昇任する場合以外は省略することができる。)」及び「職名及び特定職名」を削る。

第 9 号の 2 様式中「**㊦**」を削る。

第 10 号様式及び第 11 号様式中「**㊦**」及び「B 5 (257×182)」を削る。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県人事委員会告示第 2 号

茨城県人事委員会公印規程 (昭和 38 年茨城県人事委員会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

様式第 3 号中「職氏名 印」を「職氏名」に改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会訓令第 1 号

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局文書管理規程 (昭和 45 年茨城県人事委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「押印」を「署名又は記名 (以下「署名等」という。) を」に改める。

第 25 条第 2 項中「押印」を「署名等」に改める。

第 33 条第 2 項中「署名し、又は押印」を「署名等を」に改める。

様式第 1 号及び様式第 6 号中「検印」を「検査」に改める。

様式第 7 号中「受領者印」を「受領者」に、「使送者印」を「使送者」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。



茨城県人事委員会訓令第 2 号

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程（昭和 61 年茨城県人事委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号中「承認印」を「承認者」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,210 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)